

議案第18号

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

向日市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第9号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。